

12 国土交通省 構造改革特区第23次 再々検討要請回答

管理コード	120010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ご当地ナンバー(第2弾)導入基準 の緩和	都道府県	栃木県
		提案事項管理番号	1004010
提案主体名	日光市		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	ご当地ナンバー(第2弾)導入要綱
制度の現状	<p>導入要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、単独の市町村ではなく、複数の市町村の集合体である。 ・登録自動車数が10万台を超えている。 ・OSS を導入している、又は概ね3年以内に導入が県として具体的な導入計画が策定されている。 ・要望は、県が行う。 ・県内における他の地域と比較し、人口、登録自動車数等に極端なアンバランスが生じないこと。 ・要望書の提出締め切りは、6月28日

求める措置の具体的内容	<p>日光市単独で、日光ナンバーを認めていただきたい</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)「複数市町村の集合体」を、日光市単独とする (2)「登録台数 10 万台超」を、4 万台とする (3)「OSS導入見通しがあること」について、栃木県において導入未定であっても対象とする (4)「申請者を都道府県とする」を、日光市を申請者とする (5)人口、登録自動車台数等において、他の地域名表示の対象地域と比較しない (6)要望書提出期限を、構造特区の基本方針が決定され、認定申請を行い、認定の効力が生じる日まで延長する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○提案理由</p> <p>2市2町1村の合併により全国3位の面積をもち、単独で県土の1/4を占める広域性及び江戸時代から「日光神領」でくられる一体的なエリアという当市の特殊事情に加え、世界遺産「日光の社寺」やラムサール条約登録湿地等を有する豊かな自然環境、及び貴重な歴史的・文化的遺産等、他に類を見ない当市独自の地域特性を勘案して、特例として日光市単独でのナンバー設置の実現に向けた要件緩和を提案。</p> <p>○効果</p> <p>観光産業をはじめとする産業活動などに東日本大震災以降の風評被害に伴う多大なダメージ</p>

ジの影響が今なお色濃く残っている本市にとって、大きな経済効果が期待される。
国際観光文化都市としての更なるPRや観光振興等に非常に有効であり、5市町村合併に伴う更なる一体感の醸成や「合併後の広大な日光市」の都市ブランド力の再構築にもつながる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>自動車のナンバープレートに表示する地域名は、車両台数、地理的状况等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものである。</p> <p>それ故、現在公募中の「ご当地ナンバー(第2弾)」においても全国一律の基準を設けているところであり、特定の地域だけ例外的に取り扱うことは不相当である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>本市は、全国3位の面積をもち、国際観光文化都市として、また、全国でも稀な世界文化遺産とラムサール登録湿地の両方を有する都市「日光」として国内外に広く知られるなどの地域特性を有しています。また東日本大震災以降の風評被害を払拭するため、市民と一体となり諸施策に取り組んでおります。アンケートの回答によれば、「日光ナンバー」は市民の約9割が導入を望んでおり、元気な日光を取り戻し国内に広くアピールするには「日光ナンバー」の導入は有効な手段と考えております。国におかれては、導入要件を満たさない地域においても、地域の特性により例外的に申請が可能となるようご検討をお願いします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>ナンバープレートを活用した地域振興や観光振興の取組の必要性については、日光市に限らずご当地ナンバーを要望する自治体すべてに共通しているものである。</p> <p>そもそも、ナンバープレートとは、道路運送車両法上、自動車適切に登録され、運行の用に供することができることを外形的に示すものであり、財産権の保護のほか、徴税や警察による犯罪捜査などの各種行政上の機能を果たす役割が求められているものである。</p> <p>この為、ナンバープレートの機能維持の観点から、ご当地ナンバーが無制限に拡大することによる手続きの煩瑣化や徴税、警察等の行政事務の非効率を防ぐことが必要であり、10万台(自動車検査登録事務所を設置する目安の台数)という一定のまとまりの地域を対象とする基準は必要不可欠である。</p> <p>加えて、都道府県において、徴税やOSSシステム等の関係システムの改修が必要となり、そのための予算措置が必要不可欠であることから、都道府県を申請者として要望が提出されることが必要である。</p> <p>従って、こうした基準、手続きについては、各地域共通とするべきものであり、ご提案に対応することは困難である。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し -

12 国土交通省 構造改革特区第23次 再々検討要請回答

管理コード	120020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	過疎地域の公営住宅への入居条件 (所得制限)について、自治体が地 域の所得状況に応じて定められる よう裁量の拡大	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1015020	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法第 23 条、第 28 条 ・公営住宅法施行令第 6 条、第 8 条 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 3 条 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 6 条、第 7 条
制度の現状	<p>所得制限は下記のとおり。</p> <p>①公営住宅: 入居の際の収入上限として、25,9 万円以下で事業主体が条例で定める額。</p> <p>②特優賃: 収入分位の 80%以下。但し、25%未満の所得の者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。</p> <p>※上記は公営住宅又は特優賃の入居条件の一部である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>公営住宅に入居できる者の条件が定められている中で、より多くの移住希望者が公営住宅に入居できるよう一般公営住宅の所得制限の上限、特定公共賃貸住宅の所得制限の上限及び下限を地域の住宅事情や所得状況を勘案した上で、現行法に規定された限度額を超えて自治体の条例で定められるよう裁量の範囲を拡大する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>山間地域は木材の供給、災害の防止、水資源のかん養など都市地域を含めた県全体を支える重要な公益的機能を有していることから、この地域を県全体で支えるため、平成 21 年 3 月に「あいち山村振興ビジョン」を策定し、山間地域の振興を進めている。特に山間地域、過疎地域への移住、定住の促進に関しては「愛知県交流居住センター」を県、関係市町村、大学、NPOなど民間団体とともに設置し、取り組んでいる。</p> <p>しかし、過疎地域では、民間の物件は非常に少なく、また、空き家に関しても貸出すことができる物件が少ないのが現状であり、そのため、移住者には、公営住宅(一般公営住宅及び特定公共賃貸住宅(特公賃))への入居を勧めることになるが、その公営住宅の整備戸数も少なく、さらに、過疎地域等の特例的運用はあるものの、入居時所得制限(上限設定)によって入居できないケースが生じている。</p> <p>一方で、中堅所得者を対象とした特公賃についても、入居所得制限(下限設定)があることが</p>

ら、空きがあっても低所得者では入居できず、職場とは異なる近隣の市町に居住し、通勤せざるを得ないというケースが生じている。

こうした過疎地域においては、地域の維持・活性化を図るため、民間物件・空き家・公営住宅といった数少ない住宅資源を有効に活用し、都市部からの移住の促進に努める必要があることから、公営住宅の入居条件において所得制限等について、自治体の条例で自由に定めることができるよう裁量の拡大を求める。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」(平成 16 年 4 月 20 日付け国住総第 21 号)及び「地域再生推進のための特定優良賃貸住宅等の目的外使用承認の柔軟化について」(平成 16 年 12 月 21 日付け国住備第 72 号)で既にお示しているとおり、地方公共団体が地域再生計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地方整備局長等に事後報告することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条の承認があったものとして当該地域再生計画認定地域の公営住宅又は特定公共賃貸住宅を目的外使用することが可能である。</p> <p>目的外使用に係る公営住宅又は特定公共賃貸住宅については、入居希望者の収入の多寡にかかわらず入居させることが可能であるため、これによってご提案の内容に対応できると考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-